

一般社団法人電磁環境・電磁波防護製品評価協会 定款

2017年12月5

第1章 総則

第1条（名称）

本会は名称を一般社団法人電磁環境・電磁波防護製品評価協会（英文名はEvaluation Association of Electromagnetic environment protection products、略称EAE）と称する。

第2条（主たる事務所）

本会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

- 2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第3条（目的）

本会は、ペースメーカー・ICD等（以下PM等と表記）装着者が安心して就労や日常生活できる電磁環境を実現するため、職場や施設、さらに電磁波を発生する設備や機器に対して電磁界調査を実施し、EAEマークを配置することにより、電磁波を可視化し、PM等装着者にとって安全安心な環境の実現を目的とする。

また、PM等電磁波防護製品並びにその他人体用電磁波防護製品の試験方法や製品の品質規格を定め、規格に合格した製品にEAEマークを発行することにより、電磁波防護製品の信頼を高め、電磁波防護製品の健全な発展と消費者の利益を守ることを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的に達成するため、次の事業を行う。

- （1） PM等に影響を及ぼす電磁波等に対するガイドラインの策定。
- （2） 職場や公共施設にて電磁界調査を実施し、本会のガイドラインにて「EAEマーク」を授与し、PM等装着者が安全に立ち入りや作業を行える環境の整備と普及。
- （3） PM等に影響を及ぼす可能性のある機器の電磁界調査と本会のガイドラインに基づく「EAEマーク」の授与と普及。
- （4） PM等用電磁波防護製品並びにその他人体用電磁波防護製品の評価方法と表示方法のガイドライン策定。
- （5） 本会のガイドラインに従って性能評価と安全性確認した製品への「EAEマーク」授与と普及。
- （6） 「EAEマーク」を使用している製品に対する業務過誤賠償責任保険事業。
- （7） PM等用電磁波防護製品並びにその他人体用電磁波防護製品の不当表示の摘発。
- （8） 就労用PM等電磁波防護製品購入助成金制度（公的な助成金を受けられない方用）。
- （9） PM等装着者就労支援事業。
- （10） 障害者団体、本会関連団体等への助成支援事業。
- （11） 上記に付帯する事業。

第5条（広告）

本会の公告は、電子公告により行う。

第2章 会員

第6条（法人の構成員）

本会の目的に賛同し、入会した者を会員とし、会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

賛助会員は一般法人法上の社員ではなく、本会を賛助し、本会のサービスの提供を受ける者とする。

- （1）正会員 本会の目的及び事業に賛同し、本会を支援する個人・障害者団体・業界団体。
- （2）賛助会員 本会の目的及び事業に賛同し、自社の施設や製品に「EAEマーク」を使用するため入会した個人・法人・団体。

2 会員となるには、本会所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

第7条（会員の資格取得）

本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みがあった時は、会員総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

第8条（経費等の負担）

会員は、本会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（任意退会）

会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

第10条（除名）

本会の会員が、本会の名誉を毀損し、本会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

第11条（会員の資格喪失）

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）更新月（入会月をいう。）を3箇月以上過ぎて会費を納めないとき。
- （2）法人又は団体が解散したとき、又は破産したとき。
- （3）死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- （4）成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- （5）総社員の同意があったとき。

第12条（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

会員が前3条によりその資格を喪失したときには、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費、その他の拠出金品は返還しない。

第13条（会員名簿）

本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

第14条（社員総会）

本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第15条（構成と議決権）

社員総会は正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は会員1名につき1個とする。

第16条（開催地）

社員総会は、事務所の所在地において開催する。

第17条（招集）

社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに各会員に対して発する。

第18条（決議の方法）

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

第19条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

第20条（議事録）

社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

第21条（員数）

本会に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 1名

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

第22条（名誉会長及び顧問）

本会に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会に置いて任期を定めたいえで選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをする

ことができる。

第23条（名誉会長及び顧問の職務）

名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第24条（選任等）

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

第25条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第26条（代表理事の職務権限）

代表理事は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

第27条（監事の職務権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

第28条（役員の報酬等）

役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益は、会員総会の決議をもって定める。

第29条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

（1）自己または第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

（2）自己または第三者のためにする本会との取引

（3）本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

第30条（責任の一部免除）

本会は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる

第5章 理事会

第31条（構成）

本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第32条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- （1）本会の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）代表理事の選定及び解職

第33条（招集）

理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第34条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

第35条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第36条（理事会規則）

理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

第37条（基金の拠出）

本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、本会が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

第38条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第39条（事業計画及び収支予算）

本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第40条（余剰金の分配の禁止）

本会は余剰金を分配することができない。

第41条（解散時の残余財産が公益法人等の一定の公益的な団体に帰属する旨の定め）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1項7号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 定款の改正

第42条（定款の変更）

本定款を改正するには理事会において、出席会員の半数以上の賛同を得なければならない。定款の改正又は廃止が必要となったときは理事会で協議して決定する。

- 2 定款が改正されたときは、本協会のホームページに掲載することによってその内容を会員に通知する。

第9章 付則

第43条（定款外の事項）

本定款にない事項については、諸規定で定め、諸規定にない事項については、理事会で決める。

第44条（施行細則）

会長は理事会にはかり、会の運営のため必要な細則を定めることができる。

第45条（本定款の施行）

この会則は2017年12月5日から施行する